

◎新潟県告示第310号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（昭和52年新潟県告示第832号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
<p>環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。</p>			<p>公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第1項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。</p>		
<p>別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定</p>			<p>別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定</p>		
水域	該当類型	達成期間	水域	該当類型	達成期間
両津湾（別記1の水域）	海域A	ア	両津湾（別記1の水域）	海域A	ア
真野湾（別記2の水域）	海域A	ア	真野湾（別記2の水域）	海域A	ア
小木港（別記3の水域）	海域A	ア	小木港（別記3の水域）	海域A	ア
国府川（全域）	B	ア	国府川（全域）	B	ア
三面川（全域）	A	ア	三面川（全域）	A	ア
高根川（全域）	A	ア	高根川（全域）	A	ア
飯田川上流（川浦橋より上流）	A	ア	飯田川上流（川浦橋より上流）	A	ア
飯田川下流（川浦橋から保倉川合流点まで）	<u>A</u>	ア	飯田川下流（川浦橋から保倉川合流点まで）	<u>B</u>	ア
矢代川上流（瀬渡橋より上流）	AA	ア	矢代川上流（瀬渡橋より上流）	AA	ア
矢代川下流（瀬渡橋から関川合流点まで）	A	ア	矢代川下流（瀬渡橋から関川合流点まで）	A	ア
渋江川上流（県道西野谷二本木停車場線との交点より上流）	AA	ア	渋江川上流（ <u>大川橋</u> より上流）	AA	ア
渋江川下流（県道西野谷二本木停車場線との交点から関川合流点まで）	<u>B</u>	ア	渋江川下流（ <u>大川橋</u> から関川合流点まで）	<u>C</u>	ア
<p>(注)</p> <p>1 該当類型の欄中「海域A」は、環境庁告示別表2の2の<u>ア</u>の類型を、「AA」、「A」、「B」及び「C」は、同表の1の(1)の<u>ア</u>の類型を示す。</p> <p>2 達成期間の欄中「ア」は、<u>「直ちに達成」</u>を示す。</p>			<p>(注)</p> <p>1 該当類型の欄中「海域A」は、環境庁告示別表2の2の<u>海域の表</u>の類型を、「AA」、「A」、「B」及び「C」は、同表の1の(1)の<u>河川（湖沼を除く。）アの表</u>の類型を示す。</p> <p>2 達成期間の欄中「ア」とは直ちに達成を示す。</p>		

<p>(別記)</p> <p>1 金剛山三角点(965メートル)から149度に引いた線及び陸岸により囲まれた<u>海域</u>。ただし、両津港南防波堤、同防波堤先端と同防波堤の延長線と両津港北防波堤との交点を結ぶ線、<u>両津港北防波堤</u>、<u>両津漁港南防波堤</u>、同防波堤先端と両津漁港北防波堤先端を結ぶ線、<u>両津漁港北防波堤</u>及び陸岸により囲まれた<u>海域</u>並びに加茂湖の<u>海域</u>を除く。</p> <p>2 田切須崎と台ヶ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた<u>海域</u></p> <p>3 城山山頂(北緯37度48分22秒、東経138度16分50秒)を中心として1800メートルの半径を有する円内の<u>海域</u></p>	<p>(別記)</p> <p>1 金剛山三角点(965メートル)から149度に引いた線及び陸岸により囲まれた<u>海面</u>。ただし、両津港南防波堤、同防波堤先端と同防波堤の延長線と両津港北防波堤との交点を結ぶ線、<u>両津漁港南防波堤</u>、同防波堤先端と両津漁港北防波堤先端を結ぶ線、<u>両津漁港北防波堤</u>及び陸岸により囲まれた<u>海面</u>並びに加茂湖の<u>海面</u>を除く。</p> <p>2 田切須崎と台ヶ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた<u>海面</u></p> <p>3 城山山頂(北緯37度48分22秒、東経138度16分50秒)を中心として1800メートルの半径を有する円内の<u>海面</u></p>
---	--